

結核定期健康診断報告書に関してよくある御質問

【結核定期健康診断に係る基本的事項】

Q 1 結核の定期健康診断は必ず実施しなければならないのか。

A 1

感染症法により、事業者（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する事業者）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が 1 年未満のものを除く）の長、及び矯正施設その他の施設で政令で定めるものの長は、結核の定期健康診断を実施し、管轄の保健所に報告することが義務付けられています。

また、結核の定期健康診断の対象者には、感染症法の規定により受診義務が課せられています。

適切な健康診断の実施と保健所への報告につきまして、御理解と御協力をお願いいたします。

Q 2 健康診断を行わなかった場合や報告しなかった場合の罰則等はあるか。

A 2

罰則はありません。しかし、健康診断やその報告は感染症法により義務付けられています。

また、結核に係る定期健康診断の実施が義務付けられている施設は、感染するリスクが比較的高いと想定される施設であり、もしも施設内に結核発病者が発生した場合には、感染の拡大が懸念されます。また、平成 28 年 11 月 25 日に改正された「結核に関する特定感染症予防指針」においては、「高齢者、ハイリスクグループ、発症すると二次感染を生じやすい職業（デインジャーグループ）等の定期的健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、その受診率の向上を図ること」とされています。

従業員・入所者の健康管理や二次感染防止のために定期的に健康診断を実施し、その結果を報告してください。

Q 3 保健所から報告に関する通知がないが、報告しなくても良いのか。

A 3

毎年度必ず報告書を提出してください。

令和 6 年 9 月 13 日付け山健福第 1238 号で通知したとおり、令和 6 年度からは、保健所からの通知に代えて、年度ごとの報告期限を山武保健所のホームページにて確認していただくようお願いしております。当該報告は毎年度報告が必要であることも申し添えていることから、令和 7 年度以降は個別通知をしておりません。

また、報告の際はちば電子申請サービスを活用していただくことも併せてお願いしております。

Q 4 法改正により報告期限は翌年 4 月 1 0 日までとなったが、なぜそれ以前の報告期限を設けているのか。 まだ未受診者がおり、報告ができない。

A 4

集計上の都合により保健所独自の報告期限を設定していますが、修正等の最終報告期限は 4 月 1 0 日までとしております。

報告期限までに対象者全員の健診が終わらない場合は、受診した者の結果とあわせて、未受診者数と未受診の理由も記載したうえで、報告期限までに一度報告してください。その後、未受診者が受診した結果を含めて再度報告していただくようお願いします。

なお、再度報告をしていただく際には、報告済みの対象者も含めた総数で報告してください。

また、未受診者へは積極的な受診勧奨並びに結果の把握をお願いします。

【結核の定期健康診断の対象について】

Q 5 有料老人ホームは健康診断の報告対象となるのか。

A 5

有料老人ホームは対象ではありません。報告の義務がある施設の一覧は、次の通りです。

施設区分	対象者	健診時期
病院・診療所（歯科含む）・助産所・介護老人保健施設	従事者	毎年度
社会福祉施設 ※	従事者	毎年度
	65 歳以上の入所者 （本年度内に 65 歳となるものを含む）	65 歳に達する日の属する年度以降、毎年度
小学校・中学校等	従事者	毎年度
大学（短期大学含む）・高等学校・高等専門学校・専修学校又は各種学校 （修業年限が 1 年未満のものを除く）	従事者	毎年度
	本年度入学した学生	入学した年度
刑事施設	20 歳以上の収容者 （本年度内に 20 歳となるものを含む）	20 歳に達する日の属する年度以降、毎年度

※社会福祉施設とは、社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する以下の施設。

第 1 号（生活保護法関係）：救護施設、更生施設

第 3 号（老人福祉法関係）：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

第 4 号（障害者総合支援法関係）：障害者支援施設

第 6 号（女性支援新法関係）：女性自立支援施設

Q 6 どのような職員が健康診断の対象となるか。

A 6

雇用形態や業務内容にかかわらず、業務に従事している全ての職員が対象となります（事務員などの施設利用者と直接接触することのない職員、非常勤職員、派遣職員、パート、アルバイト、管理者、施設内にある医務室の職員等も含まれます）。

また、産休・育休や病気休暇等により不在の職員や、退職した職員については、在籍時に健康診断を受診した場合、受診者数に計上してください。

いずれの場合であっても、報告書の「対象者」に計上するようお願いします。

なお未受診者がいる場合は、未受診者数と未受診の理由もあわせて報告してください。報告後に未受診者が受診した場合には、報告済みの対象者も含めた総数について、改めて報告をお願いします。

【報告書の入力・記入について】

Q 7 古い様式の報告書に記入したが、書き直しが必要か。

A 7

書き直しは不要です。そのまま提出いただいて問題ありません。

保健所から問合わせの連絡をする場合がありますので、報告担当者名や連絡先を忘れずに御記入ください。

Q 8 施設や医療機関等が長期休業中のため今年度は健康診断を実施しない。報告書の提出は必要か。

A 8

休業中であることや、休業の始期及び終期（終期については予定で可）について報告書の備考欄に記載して提出いただくか、保健所まで御連絡をお願いします。

Q 9 各施設（社会福祉施設、刑事施設）の入所者及び収容者で、対象者がいない場合は報告不要か。

A 9

対象者がいないのか、あるいは未提出なのかを把握したいため、対象者がいない場合は対象者0人として報告をしていただくようお願いします。

Q 10 職場の定期健診のほか、人間ドックや住民健診等による胸部エックス線撮影の結果を報告してよいか。

A 10

職場の定期健康診断のほか、人間ドックや住民健診等の結果でも差し支えありません。対象者が年度内に胸部エックス線撮影を受診し、その結果を管理者が把握している場合は、感染症法に基づく健康診断を行ったとみなされます。受診者数に計上してください。

Q 11 健康診断を年に複数回実施した職員がいるが、計上数はいくつとして報告すべきか。

A 11

受診者1人として計上し、報告してください。

Q 12 複数の施設で従事する職員がいるが、すべての施設から報告するべきか。

A 12

職員が複数の施設で従事している場合、その職員の主な所属先から御報告ください。

Q 13 胸部エックス線の撮影方法がわからない。間接撮影・直接撮影のどこに計上すべきか。

A 13

一般的に、間接撮影は健（検）診車、直接撮影は病院等医療機関で行われます。実施方法を確認し、該当する欄に計上するようお願いします。健康診断の詳しい内容に関しては、実施した医療機関等に直接お問い合わせをお願いします。

なお、デジタル撮影の場合は、健（検）診車で実施していても直接撮影に計上してください。

Q 14 健康診断は保健所で受けられるのか。また受診費用について知りたい。

A 14

保健所で健康診断は実施しておりませんので、医療機関（自院も可）等へ直接御相談ください。なお、費用については学校設置者・事業主の負担となります。

Q 15 報告済みであるか確認したい。

A 15

報告状況を確認しますので、山武保健所 健康生活支援課（0475-54-0611）まで御連絡ください。
なお、改めて御報告いただいてもかまいません。